



2 事務所の一覧表

事務所  の  名  称	所  在  地

3 連合体構成職員団体一覧表(この表は連合体として登録する場合にのみ必要です。)

構成職員団体名	備 考	構成職員団体名	備 考

- (注) 1 理事その他の役員とは、法第53条第2項第5号の理事その他の役員のうち、職員団体を代表する権限を有する者、執行権限を有する機関の構成員、監査権限をもつ機関の構成員をいう。なお、これの役員は、法第53条第3項の規定により選挙(又は信任)されることを要する。
- 2 事務所の一覧表の最初の行に主たる事務所を、以下単位団体にあつては相当の規模を有する支部等の事務所を、連合体にあつては各構成団体の主たる事務所を記入すること。
- 3 構成団体一覧表の備考欄には登録の有無を記入すること。